

④

令和 2 年 3 月

# 条例議案概要説明書



## 目 次

	ページ
議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 21 号 徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 22 号 徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 23 号 徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	2
議案第 24 号 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	2
議案第 25 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	3
議案第 26 号 徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	3
議案第 27 号 徳島市森林整備推進基金条例を定めるについて ……………	4
議案第 28 号 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	4
議案第 29 号 公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	5



## 議案第20号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、次のとおり改正する。

### 1 補償基礎額の改正

フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償（療養補償及び介護補償を除く。以下同じ。）の額の算定の基礎となる補償基礎額は、常勤の一般職の職員の公務災害補償の額の算定の基礎となる平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とする。

### 2 施行期日等

令和2年4月1日から施行し、同日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

## 議案第21号

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 規定の整備

徳島市沖浜デイサービスセンターの廃止に伴い、徳島市生涯福祉センターに併設する施設から徳島市沖浜デイサービスセンターを削る。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## 議案第22号

徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業に従事する者の基準等について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされたこと等に伴い、次のとおり改正する。

### 1 放課後児童支援員の資格の改正

放課後児童支援員の資格に、事業従事後3年以内に都道府県知事等が行う研修を修

了することを予定しているものを加える。

## 2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

### 議案第23号

徳島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 休館日の改正

利用者の利便性の向上を図るため、徳島市加茂名デイサービスセンターの休館日を次のとおり改正する。

改正案	現 行
(1) 日曜日 (2) 1月1日から同月3日まで、12月30日及び同月31日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日、12月30日及び同月31日

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

### 議案第24号

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 連帯保証人の改正

身寄りのない単身高齢者が増加する等、連帯保証人の確保が困難となっている状況を踏まえ、入居の手続において、連帯保証人の確保を求める規定を削る。

#### 2 入居者の資格の改正

単身で入居することができる者に犯罪被害者を追加する等入居者の資格について改正する。

#### 3 所要の改正

民法の改正に伴い、不正の行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率（現行 年5分の割合）とする等所要の改正をする。

#### 4 施行期日等

(1) 令和2年4月1日から施行する。

(2) 前記1については、施行日以後に入居者として決定した者について適用する。

## 議案第25号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

### 1 基礎賦課限度額の改正

基礎賦課限度額を63万円（現行 61万円）とする。

### 2 介護納付金賦課限度額の改正

介護納付金賦課限度額を17万円（現行 16万円）とする。

### 3 保険料の軽減措置の拡大

保険料の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては28万5,000円（現行 28万円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては52万円（現行 51万円）に引き上げる。

### 4 施行期日等

令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の保険料について適用する。

## 議案第26号

徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を定めるについて

基金を効果的に運用するため、積立て及び処分について、次のとおり改正する。

### 1 積立て

(1) 基金として積み立てる額は、各会計年度において生じた決算剰余金のうち2分の1を下らない額とする。

(2) (1) に定めるもののほか、財政運営上必要があると認めるときは、必要な額を国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して積み立てることができる。

### 2 処分

次のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができることとする。

(1) 年度間における保険料負担の平準化を図るための財源に充てるとき。

(2) 経済事情の変動、災害等により、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用その他国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。

(3) 保健事業の財源に充てるとき。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第27号

### 徳島市森林整備推進基金条例を定めるについて

本市の森林を適切に整備し、及び管理するとともに、林業振興を総合的に推進するため、徳島市森林整備推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### 1 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

#### 2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### 3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、森林整備、森林管理又は林業振興に関する事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

#### 4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### 5 処分

基金は、本市の森林整備、森林管理又は林業振興に関する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### 6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定める。

#### 7 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第28号

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて



て

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 業務量の適切な管理等の措置

教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

議案第29号

公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

地方自治法の改正に伴い、本条例で引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。